

自然公園の許可、届出等行為に関する許可等処分済み表示物の掲示 及び行為の完了報告について

平成 18 年 3 月 29 日 自保第 957 号
関係地域振興局長宛 環境生活部長通知

1 表示物の掲示に係る目的

自然公園法並びに熊本県立自然公園条例に基づき許可又は届出が受理された行為等について、法令等に基づき許可等の処分がなされた行為であることを示す表示物を掲示することにより、当該行為が広く一般に周知され、適正に執行されることを目的とし、もって自然公園の円滑な保護管理の推進に資することとする。

2 表示物の掲示に係る対象行為等

(1) 次の行為について、表示物を掲示するものとする。

ただし、仮設工作物の新・改・増築で設置期間が 1 ヶ月以内のものを除く。

行為内容	自然公園法	熊本県立自然公園条例
工作物の新・改・増築	第 13 条第 3 項第 1 号 第 14 条第 3 項第 1 号 第 26 条第 1 項第 1 号	第 14 条第 4 項第 1 号 第 24 条第 1 項第 1 号
鉱物の掘採、土石の採取	第 13 条第 3 項第 3 号 第 14 条第 3 項第 1 号 第 26 条第 1 項第 5 号	第 14 条第 4 項第 3 号 第 24 条第 1 項第 5 号
物の集積、貯蔵	第 13 条第 3 項第 7 号 第 14 条第 3 項第 5 号	第 14 条第 4 項第 7 号
水面の埋め立て、干拓	第 13 条第 3 項第 8 号 第 14 条第 3 項第 1 号 第 26 条第 1 項第 4 号	第 14 条第 4 項第 8 号 第 24 条第 1 項第 4 号
土地の開墾、土地の形状変更	第 13 条第 3 項第 9 号 第 14 条第 3 項第 1 号 第 26 条第 1 項第 6 号	第 14 条第 4 項第 9 号 第 24 条第 1 項第 6 号

(2) 上記以外の行為については、自然公園の円滑な保護管理上、特に表示物の掲示が必要と認められる場合において対象とする。

3 表示物の取扱いについて

(1) 表示物は様式 1 のとおりとし、許可等権限者が作成し、許可指令書等と同時に申請者に交付するものとする。

(2) 表示物は申請者又は届出者等に対し、行為箇所への入り口等一般に周知できる箇所に掲示するよう指導するものとする。

4 完了報告について

許可等権限者は、行為の完了について、様式2により申請者又は届出者等に対し報告を求めるものとする。

5 国の機関等が行う行為に関する取扱い

自然公園法第56条第1項及び第3項の規定に基づく国の機関が行う行為に関する協議及び通知、並びに、熊本県立自然公園条例第43条第1項及び第2項に基づく国の機関又は地方公共団体が行う行為に関する協議及び通知についても、本通知を準用する。

(様式1)

公園内(許可、届出、協議、通知) 済 (熊本県)		
行 為 地		
行 為 の 内 容		
行 為 地 面 積		
許可・届出受理等年月日	年 月 日	
許可・届出受理等番号	第 号	
行 為 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
申請(届出、協議、通知)者 住 所 ・ 氏 名	住 所	
	氏 名	
許 可 等 権 限 者	熊本県知事	
備 考		

(様式2)

年 月 日

熊本県知事

様

申請者

〒

住所

氏名

印

電話番号

自然公園地域内行為完了報告について

年 月 日付け 第 号で許可（届出受理通知、回答、通知）のありました 公園特別（普通）地域内の行為について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1 行為地

2 行為の内容

3 完了年月日

・添付書類

(1) 完成カラー写真

(2) 交付された表示物

・提出部数 1部

・提出先 熊本県（所属名）